



2025 年 4 月 28 日

各 位

株式会社クシム

仮代表取締役 大月 雅博

(証券コード：2345 東証スタンダード市場)

(お問い合わせ先) 仮代表取締役 大月 雅博

電話 0 3 - 6 4 2 7 - 7 3 8 0 (代表)

内部統制報告書の評価結果不表明、内部統制監査報告書及び監査報告書における
意見不表明に関するお知らせ

当社は、本日、2024 年 10 月期の内部統制報告書を提出いたしましたが、当該報告書において、2024 年 10 月 31 日時点における当社の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断し、その旨を記載しておりますのでお知らせいたします。

なお、当職は、仮代表取締役、すなわち、取締役が欠けた場合又は会社法若しくは定款で定めた取締役の員数が欠けた場合、裁判所が必要があると認めるときに、取締役の職務を一時行ふべき者として、2025 年 4 月 1 日、東京地方裁判所から選任された者です（会社法 346 条 2 項）。本件に即して申し上げるなら、2025 年 4 月 1 日に、元々務めていた取締役（「旧経営者」といいます。）から引き継いでから、次の取締役が選任され、就任するまで（現時点では、2025 年 4 月 30 日開催の株主総会で、次の取締役の選任が予定されております。）の極めて短期間のみ、保全的な意味合いで取締役としての職務を暫定的に務めるにすぎない者です。したがって、当社の状況については、旧経営者から報告を受けた内容以上のことを承知しておらず、しかもその真偽について検証することはできておりません。よって、下記報告についても、旧経営者から報告を受けた内容のまま報告するものです。

また、当社は、本日、当社の会計監査人である UHY 東京監査法人から、当社の 2024 年 10 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨が記載された内部統制監査報告書を受領するとともに、2024 年 10 月期の連結財務諸表及び財務諸表について意見を表明しない旨が記載された監査報告書を受領しましたので、併せてお知らせいたします。

1. 2024 年 10 月期の内部統制報告書の内容（一部抜粋）

継続企業の前提に関する事項の注記^[1]に記載のとおり、2025 年 2 月 3 日の主要な子会社の株式譲渡により、2025 年 10 月期以降、当社連結損益計算書の売上高が相当額減少することが見込まれ、また、2025 年 4 月 1 日に取締役兼代表取締役の職務を一時行う者らが選任されたことなどにより、当社の事業等に精通する役員が不在の状況となっております。さらに、これらに加え、本有価証券報告書提出日時点において、当社グループには実質的に経理機能がなく（決算手続や本有価証券報告書作成業務等の従事者に係る業務委任契約は本有価証券報告書提出日時点で契約期間満了となります。）、内部監査室に所属する従業員が不在であるため内部監査に係る機能がありません。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループは、上記の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消するために、新たな経営者の下で対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努める必要があるものの、現時点では、将来の事業計画及び資金計画は未作成であり、継続企業の前提の評価に関する内部統制について、評価手続が実施できませんでした。

（中略）

上記のとおり、現時点では、将来の事業計画及び資金計画は未作成であるため、継続企業の前提の評価に関する内部統制について評価手続が実施できず、当事業年度末日における当社の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断しました。

2. 2024 年 10 月期の内部統制監査報告書の内容

【意見不表明】

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クシムの 2024 年 10 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、株式会社クシムの 2024 年 10 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

【意見不表明の根拠】

内部統制報告書に記載のとおり、2025 年 2 月 3 日の主要な子会社の株式譲渡により、2025 年 10 月期以降、連結損益計算書の売上高が相当額減少することが見込まれ、また、2025 年 4 月 1 日に取締役兼代表取締役の職務を一時行う者らが選任されたことなどにより、会社の事業等に精通する役員が不在の状況となっている。さらに、こ

¹ 継続企業の前提に関する事項の注記の内容につきましては、2024 年 10 月期有価証券報告書をご参照ください。

れらに加え、現時点において、会社グループには実質的に経理機能がなく（決算手続や有価証券報告書作成業務等の従事者に係る業務委任託契約は有価証券報告書提出日時点で契約期間満了となる。）、内部監査室に所属する従業員が不在であるため内部監査に係る機能がない。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。会社は、上記の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消するために、新たな経営者の下で対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努める必要があるものの、現時点では、将来の事業計画及び資金計画は未作成である。よって、会社は、財務報告に係る内部統制の評価について、重要な評価手続である継続企業の前提の評価に関する内部統制の評価手続を実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明していない。このため、当監査法人は意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

【内部統制監査における監査人の責任】

監査人の責任は、監査人が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、内部統制報告書に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている

3. 2024 年 10 月期の連結財務諸表に係る監査報告書の内容

【意見不表明】

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クシムの 2023 年 11 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

【意見不表明の根拠】

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度から継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローについても4期連続でマイナスの値となっている。

また、2025年2月3日に株式会社カイカフィナンシャルホールディングス（以下「カイカ FHD」という。）に対する借入金 529 百万円にかかる代物弁済として、会社の連結子会社であった株式会社 ZED ホールディングス（以下「ZED ホールディングス」という。）の株式をカイカ FHD に譲渡する旨（以下「本件株式譲渡」という。）を同日付の会社の取締役会にて決議している。本件株式譲渡の実行日は 2025 年 2 月 3 日であるところ、同日付で、ZED ホールディングスが会社の連結子会社から除外されるとともに、ZED ホールディングスの子会社であった株式会社 Zaif、株式会社クシムソフト、チューリングラム株式会社、株式会社 web3 テクノロジーズ及び Digital Credence Technologies Limited についても連結子会社から除外されている。本件株式譲渡に伴う上記 6 社の連結子会社からの除外により、2025 年 10 月期以降、連結損益計算書の売上高が相当額減少することが見込まれている。

さらに、2025 年 4 月 1 日に、東京地方裁判所が取締役兼代表取締役の職務を一時行う者として大月雅博氏を、監査等委員である取締役の職務を一時行う者として原田崇史氏及び須崎利泰氏を選任する旨の決定を行い、これにより小川英寿氏を除く前取締役及び前監査等委員は役員としての権利義務を喪失しており、また、小川英寿氏も 2025 年 4 月 14 日をもって会社の取締役を辞す旨の申し出をしていることから、会社の事業等に精通する役員が不在の状況となっている。

これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているが、当該状況を解消するための将来の事業計画及び資金計画は未作成であり、当監査法人に提示されていない。したがって、当監査法人は経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することの適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

【連結財務諸表監査における監査人の責任】

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

4. 2024 年 10 月期の財務諸表に係る監査報告書の内容

【意見不表明】

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クシムの 2023 年 11 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日までの第 29 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

【意見不表明の根拠】

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度から継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。

また、2025 年 2 月 3 日に株式会社カイカフィナンシャルホールディングス（以下「カイカ FHD」という。）に対する借入金 529 百万円にかかる代物弁済として、会社の連結子会社であった株式会社 ZED ホールディングス（以下「ZED ホールディングス」という。）の株式をカイカ FHD に譲渡する旨（以下「本件株式譲渡」という。）を同日付の会社の取締役会にて決議している。本件株式譲渡の実行日は 2025 年 2 月 3 日であるところ、同日付で、ZED ホールディングスが会社の連結子会社から除外されるとともに、ZED ホールディングスの子会社であった株式会社 Zaif、株式会社クシムソフト、チューリングラム株式会社、株式会社 web3 テクノロジーズ及び Digital Credence Technologies Limited についても連結子会社から除外されている。会社は持株会社であるため、本件株式譲渡に伴う上記 6 社の連結子会社からの除外により、2025 年 10 月期以降、損益計算書の売上高（経営指導料）が相当額減少することが見込まれている。

さらに、2025 年 4 月 1 日に、東京地方裁判所が取締役兼代表取締役の職務を一時行う者として大月雅博氏を、監査等委員である取締役の職務を一時行う者として原田崇史氏及び須崎利泰氏を選任する旨の決定を行い、これにより小川英寿氏を除く前取締役及び前監査等委員は役員としての権利義務を喪失しており、また、小川英寿氏も 2025 年 4 月 14 日をもって会社の取締役を辞す旨の申し出をしていることから、会社の事業等に精通する役員が不在の状況となっている。

これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているが、当該状況を解消するための将来の事業計画及び資金計画は未作成であり、当監査法人に提示されていない。したがって、当監査法人は経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入

手することができなかった。

【財務諸表監査における監査人の責任】

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

以 上